マージン率等の情報提供について

① 令和 5年 6月 1日付け 派遣労働者数

232人

② 令和 5年度 派遣先事業所数(実数)

30事業所

③ 令和 5年度(令和4年2月1日~令和5年1月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

12,910 円(8時間 全業務平均)

④ 令和 5年度(令和4年2月1日~令和5年1月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9.078 円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和 5年度(令和4年2月1日~令和5年1月31日) マージン率

29.6%

前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日 (8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☑ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者) 当該労使協定の有効期間の終期 (令和6年3月31日)

□ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT•OFF-JT	訓練費用負担額 無償·有償	賃金支給 有給•無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣中	OJT	無償	有給
リーダー就任研修	待機中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 纐纈 孝憲 電話番号 0565-35-8130

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

社会保険・雇用保険・労災保険・通勤手当・健康診断・制服貸与

事業所名 株式会社クラフトワークス 許可番号 派23-303524